

◎新潟県告示第656号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により指定障害児入所施設から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	事業者	辞退 年月日
新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地1	新潟県	平成29年 3月31日